

# 埼玉県シニアテニス連盟規約

## (名 称)

第 1 条 本会は、埼玉県シニアテニス連盟と称する。

## (組 織)

- 第 2 条
1. 本会は、埼玉県に居住するテニス愛好者のうち、入会を希望、日本シニアテニス連盟に加盟登録し、第20条に定める会費を納入する会員によって組織される。
  2. 本会は、埼玉県を東・西・南・北の4ブロックに分けて、運営していくものとする。

## (目 的)

第 3 条 本会は、硬式テニスを通じて会員相互の親睦を図り、併せて健康増進と技術の向上を目的とする。

## (会 員)

第 4 条 会員は、正会員、名誉会長及び顧問とする。

1. 正 会 員 : 60才以上の男子及び50才以上の女子。
2. 名誉会長 : 前期会長を務め、貢献した者。
3. 顧 問 : 同連盟に多大なる貢献があり、役員会が推薦した者。

## (役員及び任期)

第 5 条 会員の互選により次の役員をおく。

会長 1名、副会長 男女各1名、会計 2名、監査 2名、

事務局長 1名、副事務局長 1名、事務局員 若干名、理事 若干名。

- 第 6 条
1. 会長は、本連盟を代表し、会務を処理する。又、北関東地区代表又は副支部長も兼務する。  
会長は、理事の中から各ブロック長を推薦する。  
(各ブロック長は、各副ブロック長及び各ブロック会計係を推薦する)
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
  3. 事務局長は、同連盟が行う行事の事務一般、及び会長が指示する業務を務める。又、北関東地区の理事も務める

- 第 7 条
- 役員任期は2年とし、留任を妨げない。  
但し、任期途中の交代は、前任者の残余期間とする。

## (事 業)

- 第 8 条
- 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 埼玉県内の施設における親睦試合。
  2. 北関東大会及び他府県との交流試合。
  3. 日本シニアテニス連盟全国オープン大会の参加。
  4. その他

## (運 営)

- 第 9 条
- 本会の運営は、原則として常任役員会の議をもって行い、必要があれば総会の議を経るものとする。

- 第 10 条
- 常任役員会は、会長・副会長・事務局長・事務局員・ブロック長・会計・監査を以って組織する。

- 第 11 条
- 常任役員会と役員会は、共に会長が招集し主催する。

- 第12条 常任役員会は、本連盟の運営方針及び運営計画などに関する基本的事項について協議決定する。
- 第13条 常任役員会の議長は会長が務め、副会長が司会を担当する。
- 第14条 常任役員会・役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決するところとする。

### (総 会)

- 第15条 毎年1回定時総会を開く。
- 第16条 総会の議事は、出席者の過半数以上の賛同をもって決する。
- 第17条 次の事項は、必ず総会の議を経なければならない。
1. 役員を選出。
  2. 会計報告。
  3. その他重要と思われる事項。

### (臨時総会)

- 第18条 次の事項の場合、臨時に総会を開くことができる。
1. 役員が必要と認めるとき。
  2. 会員の1/3以上の要求があったとき。

### (会 計)

- 第19条 本会の経費は、支部(埼玉・北関東)からの助成金、会費、事業収入、その他寄付金により賄う。
- 第20条 会費は、年額1,500円とし、前納を原則とする。  
ただし、当年12月31日現在、満90歳以上の会員については、会費を免除するものとする。

第21条 各大会及び親睦試合の参加費は、その都度徴収する。

第22条 会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会員資格の消滅)

第23条 会員の資格は、次の事由により消滅する。

1. 退 会 : 退会届を会長に提出する。
2. 死 亡 : 死亡届を会長に提出する。
3. 除 名 : イ) 本連盟の名誉を毀損した場合。  
ロ) 本規約に違反した場合。

### (付 則)

第24条 この規約に定める他、この規約の実地について必要な事項は、別に細則をもって定めることが出来る。

第25条 この規約は、総会において改正することが出来る。

第26条 この規約は、平成14年1月1日より施行する。

第27条 本会の事務所は、会長宅におく。

(平成15年3月19日 改定)

(平成16年2月19日 改定)

(平成17年2月17日 改定)

(平成18年4月10日 改定)

(平成24年4月11日 改定)

(令和4年4月6日 改定)